

食安輸発0621第4号
平成25年6月21日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(台湾産デンプン製品のマレイン酸)

先般、台湾においてデンプン製品から無水マレイン酸が検出し、回収がなされているとの情報を入手したことから、平成25年5月30日付け食安輸発0530第9号に基づき関係食品の積み戻しの指導等を行っているところです。また、本措置に加え、平成25年6月11日付け食安輸発0611第1号にて検疫所におけるデンプンに係るマレイン酸のモニタリング検査を実施することとし、検体を採取するよう通知していたところです。

今般、マレイン酸及び無水マレイン酸の試験法が示され、検疫所における検査体制を整備したため、下記のとおり取り扱うこととしましたので、対応方よろしくお願ひします。

なお、平成25年6月11日付け食安輸発0611第1号は廃止します。

記

1. 対象食品
台湾産デンプン及びデンプン加工品（デンプンを50%以上含むもの。）
2. 検査項目
マレイン酸
3. 検査件数
59件
4. 検体採取方法
平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について」別表第4の「添加物②不均一に分布するもの」によること。
5. 検査方法
平成25年6月21日食安監発0621第2号「食品中のマレイン酸及び無水マレイン酸の試験法について」による。
6. その他
検査の結果、マレイン酸が検出した場合にあっては、食品衛生法第10条違反として措置すること。